

## 令和 6 年度 事業報告

### I マラッカ・シンガポール海峡（以下「マ・シ海峡」という）における航行安全に係る国際的な資金協力事業

#### 1 資金拠出関係業務

本会は、航行援助施設基金（ANF: Aids to Navigation Fund、以下「基金」という）に対して、一般社団法人日本船主協会、石油連盟、エネルギー関連団体等からご協力いただいた資金を拠出してきている。

平成 21 年度から平成 25 年度までは各年度 50 万米ドルを、平成 26 年度は 30 万米ドルを、平成 27 年度から令和 5 年度は、基金積立額等を総合的に勘案し毎年 10 万米ドルの拠出を行ってきた。

（令和 6 年度）

基金に 10 万米ドルの拠出を行った。

#### 2 基金委員会関係業務

沿岸 3 国が実施する航行援助施設の維持管理・更新に係る費用に充てるため、基金から支出される予算と決算、業務計画と進捗管理等を審議するために、マ・シ海峡「航行援助施設基金委員会」（以下、「基金委員会」という）が年 2 回開催される。

本会は、基金委員会に出席し、意見の具申・交換等を行うとともに必要な情報収集を行っている。また、本会から基金への拠出額を表明するとともに、本会が基金委員会から委託されている業務監査報告を行い改善点の勧告を行っている。

（令和 6 年度）

第 30 回基金委員会（令和 6 年 5 月 29 日～30 日、於：ラブアンバジヨ）に永松専務理事が出席し、令和 5 年分の航行援助施設維持管理業務監査報告を行うとともに、沿岸国の事業計画に対する意見表明等を行った。

第 31 回基金委員会（令和 6 年 11 月 6 日～7 日、於：ロンボク島）に安達専務理事と職員が出席し、令和 6 年航行援助施設維持管理業務監査中間報告を行うとともに、沿岸国の事業計画に対する意見表明等を行ったほか、令和 6 年度分として基金への 10 万米ドルの拠出表明を行った。ANF 監査料改定についての今後の協議を提案した。

#### 3 基金委員会から受託した業務監査業務

本会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理の経験と能力を評価され、基金委員会から業務監査人として選定されている。

沿岸3国が基金の資金を利用して行う航行援助施設維持管理業務が、業務計画どおりに遂行されているか確認するため、本会職員を派遣して実際の現場での立会監査を行い、その履行状況チェック及び改善勧告等を業務監査報告書として纏め、年2回の基金委員会に提出している。

(令和6年度)

(1) 立会業務監査

令和6年分及び令和7年前半分(シンガポールのみ)の業務として沿岸3国が実施した航行援助施設維持管理業務(定期見回り及び点検作業)に対し、次の通り職員等を派遣し、監査業務を実施した。

- ① 令和6年4月25日～5月10日、マレーシア、18基の航行援助施設
- ② 令和6年5月18日～6月13日、インドネシア、28基の航行援助施設
- ③ 令和6年6月19日～21日、シンガポール、3基の航行援助施設
- ④ 令和6年10月20日～31日、マレーシア、18基の航行援助施設
- ⑤ 令和6年11月10日～12月7日、インドネシア、28基の航行援助施設
- ⑥ 令和7年1月12日～15日、シンガポール、3基の航行援助施設

(2) 監査報告、改善勧告

第30回基金委員会に永松専務理事が出席し、令和5年分の航行援助施設維持管理業務監査報告を行い、了承された。

また、第31回基金委員会に安達専務理事と職員が出席し、令和6年航行援助施設維持管理業務監査中間報告を行い、了承された。

## II マ・シ海峡の航行安全及び海洋環境保全に係る国際的な技術協力事業

### 1 沿岸国の行う航行援助施設維持管理業務への技術協力業務

沿岸国海事当局がそれぞれ実施する航行援助施設維持管理業務に対し、本会は、上記I.3のとおり業務監査を行っているが、同時に沿岸国の要請を受けて航行援助施設点検時に現場での作業要領や機器の修理指導等の技術協力を行っている。

技術協力に関しては、インドネシア政府およびマレーシア政府からの強い要望により、業務監査を担う職員等に加え、民間会社の技術専門職員を委嘱して同行させ、技術移転に努めている。

(令和6年度)

上記I.3(1)の立会業務監査と並行して作業現場で指導、技術協力を行ったが、このうちマレーシア及びインドネシアについては、職員等に加え、民間会社の技術専門家を委嘱して同行の上、技術協力を行った。

## 2 マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に係る国際会議関係業務

### (1) 協カメカニズムの多国間国際会議

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関する多国間の国際協力の場として、協カフォーラム、プロジェクト調整委員会、沿岸3国技術専門家会合が存在し、毎年、沿岸3国が交替で主催している。

(令和6年度)

協カメカニズムに関わる以下の国際会議(於:インドネシア・バリ島)に安達専務理事が出席し、各種報告、関係国との意見・情報交換等を行った。

- ① 第15回協カフォーラム(令和6年10月21日~22日)
  - ・ 本会のマ・シ海峡への貢献について報告。
- ② 第47回沿岸3国海事技術専門家会合(TTEG)(令和6年10月23日~24日)
  - ・ オブザーバーとして参加し、各種情報収集を実施。
- ③ 第15回プロジェクト調整委員会(令和6年10月25日)
  - ・ オブザーバーとして参加し、各種情報収集を実施。

### (2) 油濁防除回転基金委員会

昭和56年に本会と沿岸3国の間で取り交わされた了解覚書に基づき、マ・シ海峡における船舶事故による油流出時の回収等初期費用支弁援助のために設けられた基金の管理を行う油濁防除回転基金委員会(RFC: Revolving Fund Committee)が設置されている。毎年開催されるRFCには、メンバーである沿岸3国以外では本会に対してのみオブザーバーとしての参加要請が行われている。

(令和6年度)

第43回RFC(令和6年7月24日~25日、於:シンガポール)に安達専務理事が参加し、基金管理状況を確認するとともに、基金に係る事業について意見を述べた。

## Ⅲ マ・シ海峡における航行安全に係る調査研究事業

### 1 マ・シ海峡における航行援助施設代替のための現地事前調査事業

マ・シ海峡の航行援助施設に関わる協カの一環として、国土交通省は、近い将来更新を要する航行援助施設代替のための「航行援助施設更新事前

調査事業」を平成 20 年度から実施してきており、本会は、同調査に対する協力業務を実施してきている。

(令和 6 年度)

令和 7 年 1 月 14 日～25 日にインドネシア海域で実施された現地調査に職員等が同行し、インドネシア政府との調整、調査実施への協力を行った。

## 2 マ・シ海峡に係る人材育成事業

国土交通省は、マ・シ海峡に設置されている航行援助施設の運用に関し、沿岸国の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国相互理解と協力への貢献を図ることを目的として、平成 24 年以降、ポークラン(マレーシア)で沿岸 3 国の実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」を行っている。本会は、同事業に対する協力業務を実施してきている。

(令和 6 年度)

令和 7 年 2 月 17 日～23 日にポークランで行われた「人材育成研修事業」に講師として職員を派遣し、現地での講義、受講者との意見交換会への出席等の協力を行った。

## IV 理事会・評議員会の開催

### 1 理事会

令和6年度は、次の通り4回の理事会が開催された。

(1) 令和6年度第1回理事会 令和6年6月7日

開催場所 都道府県会館 407 会議室

決議事項 令和5年度事業報告及び決算報告

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況、航行援助施設基金委員会の結果概要、基本財産を構成する投資有価証券の一部の早期償還に伴う投資有価証券の取得について、その他

(2) 令和6年度第2回理事会 令和6年7月1日（書面表決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 代表理事（会長、理事長）及び業務執行理事（専務理事）の選定、専務理事の報酬月額承認

(3) 令和6年度第3回理事会 令和7年1月27日（書面表決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 令和6年度第2回評議員会招集の件

(4) 令和6年度第4回理事会 令和7年3月25日

開催場所 海運ビル 304 会議室

決議事項 令和7年度事業計画及び収支予算、令和7年度第1回評議員会の招集

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況、協力メカニズム関連会議等の結果概要、航行援助施設基金委員会の結果概要、その他

### 2 評議員会

令和6年度は、次の通り2回の評議員会が開催された。

(1) 令和6年度第1回評議員会 令和6年6月25日

開催場所 都道府県会館 407 会議室

決議事項 令和5年度事業報告及び決算報告、評議員及び役員を選任

報告事項 航行援助施設基金委員会の結果概要、基本財産を構成する投資有価証券の一部の早期償還に伴う投資有価証券の取得について、その他

(2) 令和6年度第2回評議員会 令和7年3月25日

開催場所 海運ビル304会議室

決議事項 令和7年度事業計画及び収支予算、評議員の選任

報告事項 協カメカニズム関連会議等の結果概要、航行援助施設基金  
委員会の結果概要、その他

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項及び本会定款第11条第1項第2号に規定する「事業報告の附属明細書」については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。

(以上)